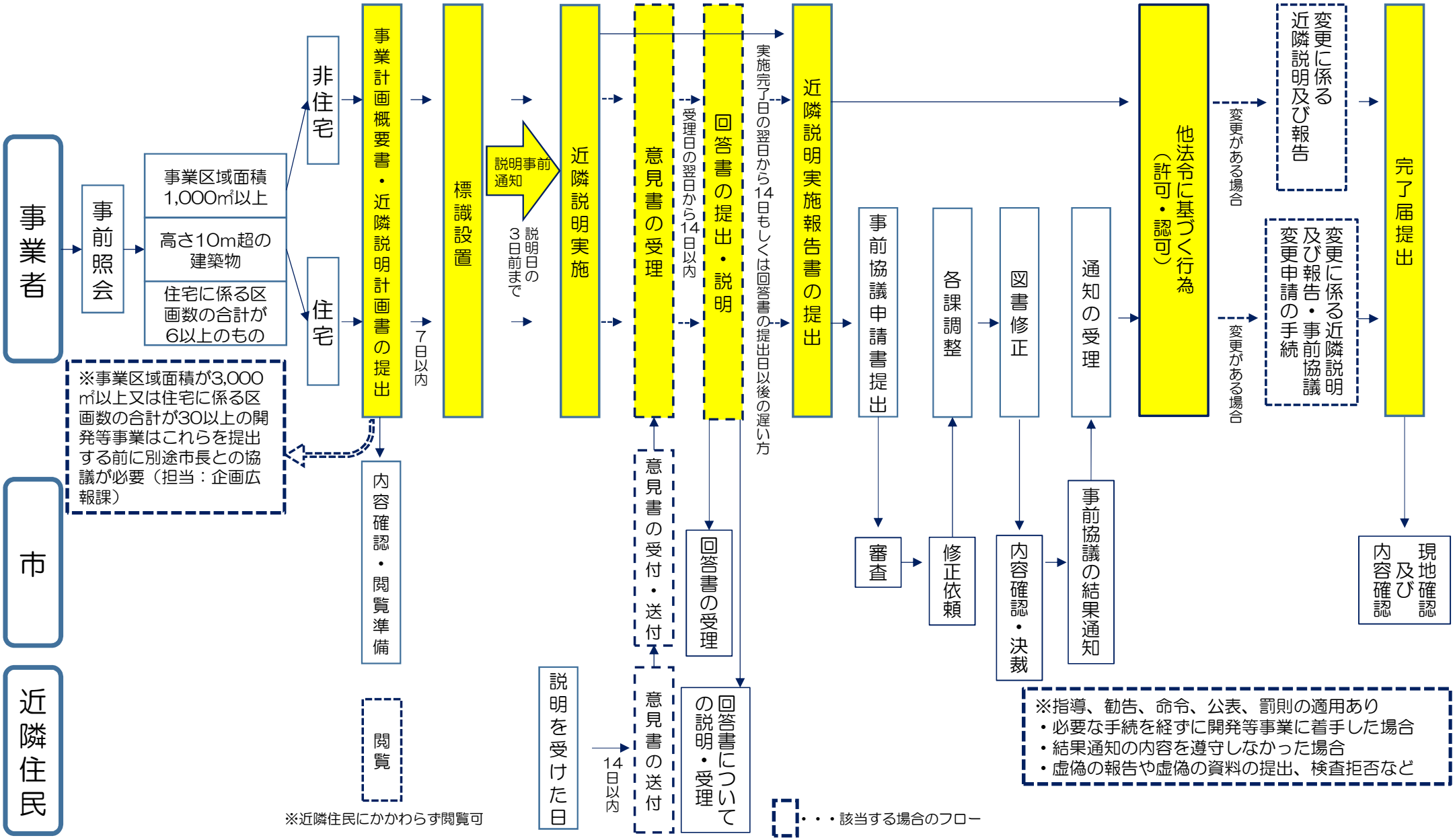
事業者
市
近隣住民
事前照会
事業区域面積1,000㎡以上
高さ10m超の建築物
住宅に係る区画数の合計が6以上のもの
非住宅
住宅
※事業区域面積が3,000㎡以上又は住宅に係る区画数の合計が30以上の開発等事業はこれらを提出する前に別途市長との協議が必要（担当：企画広報課）
事業計画概要書・近隣説明計画書の提出
内容確認・閲覧準備
閲覧
※近隣住民にかかわらず閲覧可
7日以内
標識設置
説明事前通知
説明日の3日前まで
説明を受けた日
14日以内
近隣説明実施
意見書の受理
意見書の受付・送付
意見書の送付
受理日の翌日から14日以内
回答書の提出・説明
回答書の受理
回答書についての説明・受理
実施完了日の翌日から14日もしくは回答書の提出日以後の遅い方
近隣説明実施報告書の提出
事前協議申請書提出
審査
各課調整
修正依頼
図書修正
内容確認・決裁
通知の受理
事前協議の結果通知
他法令に基づく行為（許可・認可）
変更がある場合
変更に係る近隣説明及び報告
変更に係る近隣説明及び報告・事前協議変更申請の手続
完了届提出
現地確認及び内容確認
※指導、勧告、命令、公表、罰則の適用あり
・必要な手続を経ずに開発等事業に着手した場合
・結果通知の内容を遵守しなかった場合
・虚偽の報告や虚偽の資料の提出、検査拒否など
・・・該当する場合のフロー